

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部を改正する省令（案）等の概要

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和四年デジタル庁・総務省令第一号）第六条各号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「税務システム」という。）に必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の一部を改正する。

※地方税における標準化対象税目等は、個人住民税（森林環境税を含む。）、法人住民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税及びこれらに係る収滞納管理

1. 制定内容

（１）税制改正等に伴う変更

軽自動車税の継続検査時における納付情報の軽 JNKS への即時反映のため、過年度分の軽自動車税について、本税及び延滞金等も含め滞納がない車両を対象とし、軽 JNKS に納付予定情報を作成・出力できるように機能要件を追加。

（２）地方団体やベンダー等からの意見による変更

一部税目における、機能要件や帳票要件の追加・修正。

（３）其他所要の規定

2. 今後の予定

公布日 : 令和 8 年 8 月 31 日

施行日 : 令和 8 年 8 月 31 日

上記省令の改正と併せて、税務システムについて、機能要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日を定める告示の一部を改正する。